

機器並に技術を注入せねばならぬのであるが、帝國政府としては本事業の趣意並に效果に鑑み資金、資材、技術等各部面に互り積極的に参畫協力し以てその達成を期すべく決意した次第である。本事業遂行のためには今後幾多困難なる事情が豫想せられるのであるが、これが完遂のためには日滿兩國益、その連繫を強化すると共に、關係各方面の深き理解と眞摯なる協力を切望する次第である。本計畫の實施により日滿を通ずる食糧の自給態勢は更に強化せらるゝこととなるのであつて決戦下洵に御同慶に堪へない。本計畫を積極的に提案せられたる滿洲國の好意に對しては茲に深甚の謝意を表する次第である。

大藏省の結婚出生保險並に修學保險

要綱の發表

大藏省に於いては昭和十八年九月、結婚出生保險並に修學保險に關する兩要綱を發表、保險會等はその實施を勸奨したが、單に國民貯蓄増強の爲のみならず、人口政策的見地からもその趣旨内容には關心せらるゝところ極めて大きい。兩要綱の内容を掲ぐれば以下の如くである。

結婚出生保險要綱

第一、方針

大東亞共榮圈の中核たる皇國の責務を完遂せんが爲には我が國人的資源の擴充を圖るの要あり、之が方途として此の際結婚の時期を早め出生を増加せしむる施策を講ずること亦喫緊の要事と謂はざるべからず。仍

て保險の物質を活用し人口増殖の基幹たる結婚及出生を積極的に奨励し、併せて國民貯蓄増強の要請に資せんが爲左記要領に依る新種保險を創設實施せんとす。

第二、要領

本保險は主として父兄が其の子女の爲に子女を被保險者として保險に附するものにして、子女が一定年齢迄に結婚したるとき結婚と同時に結婚給付を、爾後保險期間満了迄の間に於て出生の實を擧げる毎に出生給付を爲す仕組とす。尙結婚前の死亡に對しても既拂込保險料に一定割合の利息を附して返還し、又滿期の際に於ける生存子女數に比例して利益金の分配を行ふ等の考慮を爲せり。

第三、内容

(一) 被保險者の範圍及選擇

内地在住の内地人にして、男子に在りては零歳より廿五歳、女子に在りては零歳より廿一歳迄とし診査を行はず。

(二) 保險給付

(1) 結婚給付 (イ) 特定年齢(男子に在りては廿六歳、女子に在りては廿二歳以下同じ)迄に結婚したるときは結婚給付を爲し (ロ) 特定年齢に達したるも未婚のときは該保險契約は満了とし既拂込保險料のみを支拂ふ。

(2) 出生給付 結婚したる者にして、滿期年齢(男子に在りては卅六歳、女子に在りては卅二歳以下同じ)に達する迄に子女を出生したるときは、其の都度結婚給付金額の二割に相當する金額を支拂ふ。

(3) 死亡給付 特定年齢前の未婚者の死亡に對しては、既拂込保險料に年三分五厘の複利を附したる金額を支拂ふ。

(三) 保險金額の單位

保險契約一件に付結婚給付の金額單位を五百圓とす。

(四) 保險料の拂込期間

保險料の拂込期間は被保險者の加入年齢に依り適宜之を定むるものとす。

(五) 利益又は剩餘金の分配

利益又は剩餘金は滿期年齢に達したる者に對し、滿期年齢時に於ける出生子女の數に準じ分配するものとす。

(六) 特定年齢及滿期年齢の延長

入營、應召、其他公務に服したるに因り、結婚又は結婚したるも同居する能はざる者に對し公の證明あるときは、特定年齢及滿期年齢又は滿期年齢を、結婚又は同居する能はざる期間に相當する期間延長するものとす。

(備考)

(1) 庶子及私生子は本保險の取扱に付ては嫡出子たる身分を取得したるとき出生したるものと看做すこと。

(2) 本保險の加入者が再婚したる場合に於て結婚給付金を重複して受領し得ること。但し再婚後の出生に依て出生給付を受くるを得ること。

結婚出生保険料見込表

(對結婚給付金一千圓)

加入年齢	男 子		女 子	
	全期拂込 (二五歳迄拂込)	一時拂込	全期拂込 (二一歳迄拂込)	一時拂込
0	毎年 円 三六八	毎年 円 五七六	毎年 円 四一〇	毎年 円 六五五
1	四〇三三	五七二四	五二〇三	六四四九
2	四三六〇	五九二七	五四六五	七〇二〇
3	四七三七	六一五〇	五八四三	七六〇四
4	四八二三	六三九六	六二四三	七九三三
5	五一五一	六六五四	六七八九	八二九〇
6	五二二七	六九二九	七三三七	八六六三
7	五二六六	七二七三	八〇〇八	八九〇六
8	五三六八	七五三四	八七三六	九二七八
9	五九〇七	七八四九	九六二七	九九六八
10	七四九六	八八九四	一〇六五〇	一一九六〇
11	八二七〇	八五二二	一一八八五	
12	八九一八	八六三二	一二三三三	
13	九六四九	八八四二	一三〇三三	
14	一〇九二〇	九七三三	一四〇〇三	
15	一三三三三	一〇三三六		
16	一五七〇〇			

修學保險要綱

(監 保) 昭一八、九、三〇

第一、方針

父兄等保護者の不慮の死亡に依り優秀なる素質と才能とを有する年少の學徒が、修學の繼續を困難とする事實多々ある處、現行保險制度中所謂學資保險と稱せらるゝものは、單に一定年齢の到達のみを保險事故とする生存保險にして眞の學資保險に非ず。進學に必要

なる學資金確保に對する保險施設としては完からざる憾みあり。仍て左記要領に依り修學のみを對象とする特殊保險を創設し、以て經濟上の理由に基く修學の困難を救済すると共に、現下喫緊の要事たる國民貯蓄増強の要請に資せんとす。

第二、要領

本保險は契約者が自己及子女を被保險者として保險に附するものにして、契約者が子女の修學前に死亡せるときは修學中全期間、修學途中に於て死亡せるときは爾後の修學殘期間に對し、毎年修學種類に應當する學資金を給付し、以て子女の學資金需要の充足に遺憾なからしむる仕組とす。

第三、内容

(一) 契約者、保險金受取人の年齢範圍及診査の有無契約者(以下乙と稱す)は内地人とし其の年齢範圍は二十歳以上四十五歳、保險金受取人(以下甲と稱す)として指定せらるべきものの年齢範圍は零歳以上中等學校の修學を目的とするものには十歳迄、高等專門學校の修學を目的とするものには十四歳迄、大學の修學を目的とするものには十七歳迄とし診査を行はず。

(二) 保險給付

(1) 乙が保險加入後三年を経過して死亡し、又は經過前と雖も戰爭、變亂、災害若は法定傳染病に因りて死亡せる場合甲が修學前なるときは夫々の學制に定むる修學全期間中、甲が修學中なるときは其の殘期間に對し甲の就學を條件として毎年學資金の給付を行ふものとす。但し給付すべき學資金額が、既拂込保險料の額に達せざるときは其の差額を修學期間満了のとき乙の相續人若は其の指定せる者に支拂ふ。

額を修學期間満了のとき乙の相續人若は其の指定せる者に支拂ふ。

(2) 乙が保險加入後三年未滿にして戰爭、變亂、災害若は法定傳染病に因らずして死亡せるとき、又は甲が修學前に死亡せるときは既拂込保險料を返還するものとす。

(3) 甲が修學中死亡せる場合に於て既拂込學資金が既拂込保險料に達せざるときは其の差額を返還するものとす。

(4) 甲の修學期間満了迄甲乙共生存せるときは既拂込保險料を返還するものとす。

(三) 保險種類及保險金額の單位

本保險の種類は左の三種とし契約者は個別的に又は希望する組合せに依り附保するを得るものとす。

中等學校の修學に對し一口毎年百五十圓 (以下第一類と稱す)

高等專門學校の修學に對し一口毎年三百圓 (以下第二類と稱す)

大學の修學に對し一口毎年四百圓 (以下第三類と稱す)

(備考) 中等學校 高等專門學校及大學の範圍は別紙の如し。

(四) 保險金額の限度

本保險の最高金額は各單位の夫々五倍とす。

(五) 保險料の拂込期間

保險料の拂込期間は第一類又は第一類及第二類若は第一類、第二類及第三類を組合せるものには十二歳迄、第二類又は第二類及第三類を組合せるものには十六歳迄、第三類に付ては十八歳迄と

す。但し保険料拂込期間中乙の死亡せるときは爾後
の保険料を免除するものとす。

(六) 經理及利息又は剩餘金の分配

本保險は他の保險と區別し特別に計算し、利益又
は剩餘金は甲の修學期間満了迄甲乙共生せる契約
に對し契約保險金額に比例し分配するものとす。

別紙

一、中等學校とは、中等學校令に依る中等學校、師
範教育令に依る師範學校豫科、高等學校令に依る
高等學校尋常科、盲學校及聾啞學校令に依る盲學
校及聾啞學校の中等部、學習院學制に依る學習院
中等科、女子學習院學制に依る女子學習院中等科、
陸軍幼年學校令に依る幼年學校並に此等の諸學校
に準ずる學校を謂ふ。

二、高等專門學校とは、師範教育令に依る師範學校
本科及高等師範學校、高等學校令に依る高等學校
高等科、大學令に依る大學豫科、專門學校令に依
る專門學校、學習院學制に依る學習院高等科、女
子學習院令に依る女子學習院高等科、海軍兵學校
令に依る海軍兵學校並に此等の諸學校に準ずる學
校を謂ふ。

修學保險保險料見込表

(一) 中等學校の修學(第一類)

子女一父兄	三歲	二五	三〇	三五	四〇	四五
加入	門	門	門	門	門	門
〇歲加入	一六三	一五〇	一五三	一七〇	二〇七	二五九
三	一九一	一八一	一八七	二〇三	二三六	二七三

(二) 高等專門學校の修學(第二類)

子女一父兄	三歲	二五	三〇	三五	四〇	四五
加入	門	門	門	門	門	門
〇歲加入	一七六	一七三	一八三	二一八	二六〇	二九八
三	二〇六	一九九	二〇九	二三六	二七四	三二二
五	二二八	二三一	二三〇	二五七	三〇六	三五三
七	二七六	二七六	二八〇	二九六	三三三	三八〇
一〇	三三九	三三七	三三六	三六六	四〇九	四六二

(三) 大學の修學(第三類)

子女一父兄	三歲	二五	三〇	三五	四〇	四五
加入	門	門	門	門	門	門
〇歲加入	一九四	一七四	一七三	二〇三	二四〇	二八三
三	二二六	二〇九	二一五	二四二	二八三	三二八
五	二五七	二四四	二五七	二九三	三三三	三八〇
七	三〇五	二七六	二七三	三〇六	三五三	四〇〇
一〇	三六六	三三三	三三〇	三六六	四一三	四六〇

(四) 第一類、第二類を組合せたるもの

子女一父兄	三歲	加入	四〇
〇歲加入	二九四	二六三	四二七
三	三四七	三〇〇	四九一
五	三九七	三三〇	五四一

(五) 第一類、第二類及第三類を組合せたるもの

子女一父兄	三歲	加入	四〇
〇歲加入	三七三	三五五	五四七
三	四一三	三九〇	五八七
五	四五三	四三〇	六三三

(備考) 括弧内は保險金千圓に對する割合なり。

臺灣同胞に對する徵兵制施行の決定

朝鮮同胞に對する徵兵制施行の決定については本誌
第三卷第六號本欄既報の如くであるが、今回更に臺灣
同胞に對しても徵兵制を施行する旨昭和十八年九月二
十三日閣議に於いて正式決定をみ、同日情報局より左
の如く發表せられた。

情報局發表

本日の閣議において「臺灣同胞に對し徵兵制を施行
し昭和廿年度よりこれを徵集し得る如く準備を進むる
こと」に關し決定を見たり。

大東亞會議の開催並に大東亞共同宣

言の採擇

大東亞共榮圏の大理想を象徴し、東亞の歴史に一轉
機を劃すべき大東亞會議は昭和十八年十一月五日東京
都永田町帝國議事堂に於いて開催せられ、日本國、中
華民國、タイ國、滿洲國、フィリピン共和國、ビルマ
國の五箇國代表相會し、獨立親和による共存共榮の理
想を名實ともに明徴し大東亞戰爭の目的と成果とを全
世界に向つて宣明するに到つたが、翌六日には日本代
表東條首相の提案による大東亞宣言を滿場一致を以つ
て可決、共存共榮、獨立親和、文化昂揚、經濟繁榮、世
界進運貢獻の五原則を明らかにするに到つた。大東亞
會議事務局發表の右宣言を掲ぐれば左の如くである。

(大東亞會議事務局發表)

昭和十八年十一月五日及六日の兩日東京に於て大東